

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年9月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250929	株式会社八甲田観光 (法人番号 3420001001712) 代表者佐藤 晴雄	青森県青森市大字 横内字亀井232番地 24	本社営業所	青森県青森市大字横内 字亀井232番地38	輸送施設の使用停 止(40日車)	道路運送法第27条 第3項	令和7年4月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。